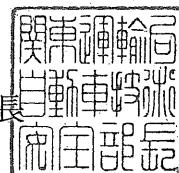


関自保第386号
平成30年12月19日

一般社団法人群馬県トラック協会会長 殿

関東運輸局

自動車技術安全部長



年末年始における事業用自動車の輸送の安全確保のさらなる徹底について

自動車運送事業者は、輸送の安全確保が最大の使命であり、事故や酒気帯び運転等の悪質違反については、従来からあらゆる機会を通じ、その防止について指導・徹底しているところです。

特に、平成30年12月10日から平成31年1月10日の間、「平成30年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施し、輸送の安全に係る体制について運送事業者が自ら再確認することにより、安全の確保及び事故防止を徹底し、一層の安全輸送体制を確立することとしています。

しかしながら、この期間の開始直後、管内の乗合バス事業者において歩行者をはねる死亡事故が、トラック事業者において酒気帯び運転による追突事故が、さらに、個人タクシー事業者において無車検運行が発生しました。

年末年始に向けては、運送事業者における輸送需要はさらに増加するとともに、飲酒の機会が増えることが予想されます。また、一般のドライバーや歩行者も慌ただしく行動する時期です。

今後、事故や悪質違反を発生させることのないよう、年末年始の輸送等に関する安全総点検の確実な実施について、貴傘下会員に対しさらなる周知徹底をお願いします。